



島根県報

令和5年10月10日（火）

第 4 5 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（ ” ）	2
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	（沿岸漁業振興課）	2

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（都 市 計 画 課）	3
------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第674号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

江津市有福温泉町本明663、664、1292-1、1292-内3、1293、1293-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

有福温泉町本明663・664・1292-1・1292-内3・1293・1293-1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第675号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町八神1896-3、1903-9

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第676号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、令和5年10月10日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和5年10月10日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和5年10月9日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和5年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項加入区の名称の欄中「益田市」を「益田」に改め、同項漁業の区分の欄の1及び2を次のように改める。

- 1 益田市津田町、土田町、遠田町、西平原町及び木部町の者が営む漁業
- 2 益田市（津田町、土田町、遠田町、西平原町及び木部町を除く。）の者が営む漁業

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分の欄の3から5までを削る。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
益田都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
益田都市計画公園
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課